



まる
○

～ STOP！特殊詐欺 ～

っとあいち・絆プロジェクト vol.48 (8月号)

お盆期間中に、**家族の絆**で特殊詐欺対策を！！

「渡すな危険！！キャッシュカード！」

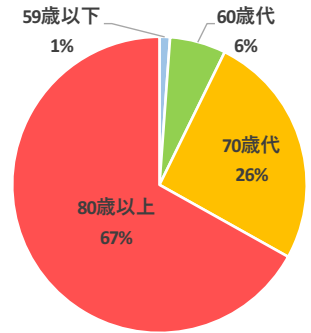
- ・ キャッシュカードをだまし取られる被害が多発中です。
(7月末現在、被害件数：260件、被害額約3億6千万円)

1件当たりの被害額、**約140万円**

- ・ 被害に遭われた方の**約99%**が**60歳以上**の方です。

【対策】

- ・ 被害防止のためには、家族からの呼びかけがとても重要です。
- ・ 60歳以上のご家族がいる方は、お盆休みを機に、
相手が誰であれ、カードを渡さない。
カードを渡すことは、現金を渡すことと同じこと「渡すな危険！！キャッシュカード！」
と注意を呼びかけてください。



被害者年齢(R2.7月末)
キャッシュカード狙い被害

実録

だましの手口

～連載 封書による架空料金請求詐欺編～ 第2回

『裁判取り下げ費用は10万円』

Eさんは、夫宛に届いた封書(督促状と題された手紙在中)を見て、本当に裁判所に訴状が提出されていると思い込み、手紙に記載されていた「東京法務管理局 お問い合わせ窓口」の電話番号に電話をしました。そのときのやりとりは次のようなものでした。

男A:「はいもしも、東京法務管理局です。」

Eさん:「あの～。夫宛に督促状が届いたんですけど、どうしたらよいでしょうか？」

男A:「その件に関しては、〇〇法律事務所が対応しています。」

(Eさんは、教えられた番号に電話。)

男B:「はい。〇〇法律事務所です。」

Eさん:「督促状が届いた件で、こちらに電話するように言われたのですが・・・」

男B:「あなたの担当は△△弁護士になります。電話を代わりますね。」

男C:「弁護士の△△です。あなたには選択肢が二つあり、裁判を続けるか、弁済金を払って訴えを取り下げてもらおうか選ぶことができます。」

「裁判を続けるには多くの費用が掛かりますが、取り下げれば10万円で済みます。」

Eさんは、口調が丁寧で物腰柔らかく、親身に接してくれることから本物の弁護士であると信じてしまいました。また、裁判を続ける費用もなく、10万円で済むなら安いと考え、裁判を取り下げる方向で話を進めることとしました。(つづく)

犯人のねらい

ねらい① 様々な人物を次々と登場させることで、被害者に考える隙を与えません。

ねらい② 「10万円で済む」などと支払い可能な金額を示し、裁判取り下げの話へと誘導します。

【事務局からのお知らせ】

- ・ 7月中、封書による架空料金請求詐欺の相談が県内全域において多数確認されました。
- ・ 50歳以上の方が特に狙われています。
- ・ ご家族、ご近所の方が被害に遭うことのないよう、皆様からの注意喚起をお願いします。